

令和3年第5回広島市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和3年5月7日（金） 開会 午後1時30分
閉会 午後3時50分

2. 場 所 東区役所3階第4・第5会議室

3. 委員定数 19名

4. 出席委員 19名

1	福島 幸治	2	鍛冶山 正照	3	己斐 潔
4	山本 香織	5	溝口 憲幸	6	梶山 正治
7	伊藤 信彦	8	岩重 隆弘	9	下谷 邦代
10	佐藤 和夫	11	沼田 聖	12	沖田 光春
13	河野 信義	14	谷口 憲	15	河野 芳徳
16	山縣 由明	17	吉田 米治	18	奥田 一成
19	児玉 一成				

5. 欠席委員
なし

6. 議事録署名者
14番 谷口 憲 15番 河野 芳徳

7. 職務のため出席した事務局職員
事務局長 大畦 裕之 事務局次長 石原 健二
主幹(事)主任 平木 周二 主 査 有馬 隆幸
技 師 森下 まゆ

8. 総会議事日程

・農地に係る審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 農地法第5条の規定による許可条件の事業計画変更承認申請について

- (5) 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について
- (6) 広島農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について
- (7) 青年等就農計画の認定に係る意見聴取について
- (8) 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと（非農地）の判断について

・農地に係る報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (3) 非農地証明申請の専決処理について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処理について
- (5) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- (6) 農地転用（農業用施設）届出の専決処理について

・農政に係る審議事項

- (1) 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- (2) 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
- (3) 令和3年度利用状況調査の実施計画（案）について
- (4) 令和4年度広島市農政に関する意見書について
- (5) 令和4年度県農業・農村施策に対する提案について
- (6) 令和4年度農林関係税制改正に関する要望について
- (7) 農業委員会だよりの取材依頼（令和3年夏号）について

・その他

- (1) 有害獣の防除用施設の補助制度等について
- (2) 水田活用の直接支払交付金について
- (3) 担い手育成研修生について
- (4) 農業委員・推進委員による農業体験学習について
- (5) 中山間地域お宝掘り起こし事業について
- (6) 令和3年第1回地区協議会について（※中止）
- (7) 令和3年度農地利用最適化推進委員の総会出席予定について
- (8) 広島市農業委員会研修会の開催について
- (9) 令和2年5月の現地調査日程について

議 事

議 長（福島会長）

それでは、令和３年第５回広島市農業委員会総会を開会します。

本日、青年等就農計画の審議案件がありますので、関係する推進委員にご出席いただいています。

安佐北区小河原町、上口推進委員です。よろしくお願いいたします。

本日の欠席者はございませんので、出席者が過半数に達しており、総会は成立します。

会議に入る前に、本日の議事録署名者を指名します。

１４番、谷口委員、１５番、河野芳徳委員にお願い致します。

それでは、審議に入ります。

議案第１号、「農地法第３条の規定による許可申請」について、１１件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第１号、耕作目的の農地の売買等に関する農地法第３条の許可申請１１件について説明します。

議案の３ページをご覧ください。

１番から４番、６番、７番及び９番から１１番は経営規模拡大のため申請地を譲り受けるものですが、以下、補足説明します。

２番は譲渡人の耕作地を、自身が代表を務める農地所有適格法人に譲り渡し、経営の安定化を図るものです。

その他はいずれも、自宅等もしくは耕作地に近い申請地を譲り受けるものです。

５番は新規就農のため農地を譲り受けるものです。露地野菜を作付けする旨の営農計画書が提出されています。

８番は母から子へ経営移譲するため申請地を譲り受けるものです。

申請地はすべて、農地法第３条第２項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

これらの案件は、総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第１号の説明を終わります。

議 長

議案第１号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。

1 番、山本委員。

山本委員

4 番山本です。

1 番についてご報告いたします。4 月 16 日に事務局の方 2 名と現地を確認いたしました。鍛冶山委員は、別途調査いただいております。譲渡人が遠方に居住しているため、農地のそばに住む譲受人に農地を譲渡する案件です。申請地には野菜を植えて耕作されておりました。問題はないと思います。

議 長

2 番、伊藤委員。

伊藤委員

7 番伊藤です。

4 月 20 日に梶山委員、事務局職員 2 名と私で、4 名で現地調査を行いました。説明がありましたように、法人の代表である譲渡人から、法人に移行するものであり、農地の経営の実態は変わりません。異議はありません。

議 長

3 番、己斐委員。

己斐委員

3 番己斐です。

3 番は、先月 4 月 19 日に岩重委員と事務局職員 2 名とで現地の調査を行いました。申請地は田と畑です。現在休耕中でした。田を取得することにより、東側に隣接している譲受人の農地の利便性が生まれるものと思われます。また、畑は、里道に接していますが、購入することによって耕作地が集積されることになりますので、異議はありません。

議 長

4 番、下谷委員。

下谷委員

9 番の下谷です。

4 番の案件について、4 月 19 日佐藤委員、事務局職員 2 名で現地調査をしました。譲渡人が管理出来なくなり、今まで草刈り作業を委託されていた譲受人に譲られるもので、問題ないと思います。

議 長

5 番、佐藤委員。

佐藤委員

10 番の佐藤です。

5 番の案件を説明します。4 月 19 日、下谷委員と、事務局 2 名で現地を確認いたしました。適切に管理されており問題ないと思います。

議 長

6 番、7 番、沼田委員。

沼田委員

11 番の沼田です。

4 月 19 日に事務局職員と沖田委員と現地を調査いたしました。両方とも小規模な農地ですが、問題ないと思います。

議 長

8 番から 10 番、河野信義委員。

河野（信）委員

13 番の河野です。

4 月 19 日に、8 番、9 番、10 番について、谷口委員、事務局と現地調査を行っております。

8 番は、事務局の説明がございましたように母より経営移譲するものであり特別問題はありません。この譲受人は、以前 3 条許可を受け申請地を使用貸借している N P O の代表で、農業を通じて障害者の就労を支援しています。N P O への使用貸借をやめ、N P O の代表である子への所有権移転です。別に異議はございません。

9 番は、説明が事務局からありましたように、譲受人が 9 番、10 番の譲渡人より土地を譲り受け、経営規模拡大します。それぞれ一生懸命やられるようでございますので、異議はございません。

議 長

11 番、谷口委員。

谷口委員

14番の谷口です。

11番の案件につきまして、4月19日に河野信義委員、事務局職員とで現地調査を行いました。譲渡人は高齢のため、作業が出来なくなったということで、譲受人へ譲り渡すものでございます。尚、住所が安芸太田町となっておりますが、この方の作業場が現地の川を挟んだ向かい側、歩いて3分くらいのところで、すぐ近くにあり、作業も管理もしやすいということで異議はございません。

議長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議長

異議がないので、11件を許可することに決定します。

続きまして、議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請」について3件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局

議案第2号、所有者自らによる転用に関する農地法第4条の許可申請の3件について説明します。

議案の6ページをご覧ください。

1番は、雑種地への転用事案で、貸駐車場として利用するもので隣接地を利用して公道から進入するもので、隣接地所有者の承諾書が添付されております。

2番は、宅地への転用事案で、河川改修事業により、立ち退きとなる自宅を建築しようとするものです。

3番は、雑種地への転用事案で、貸資材置場として利用するものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第4条第6項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

なお、1、3番の案件は、既に転用済みとなっておりますが、広島市農業委員会の「違反転用に係る事務処理要領」に基づき、追認許可しようとするもので、申請書には始末書を添付させています。

本案件は本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議 長

議案第2号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。

1番、梶山正治委員。

梶山委員

6番の梶山です。

4月20日に、事務局職員と現地調査をいたしました。今説明がありましたとおりで、以前住宅展示場に一時転用された申請地ですが、その後2、3年は放置されていたと思います。今回スーパーが隣接地にでき、従業員用駐車場への転用ということになるので、特に問題はありません。

議 長

2番、己斐委員。

己斐委員

3番の己斐です。

2番は、先月4月19日に事務局職員2名とで現地の調査を行いました。この申請は、河川改修に伴う土地収用で、現在の自宅が立ち退きになるので、申請地を転用し、住宅を建築する申請でございます。問題はありません。

議 長

3番、児玉委員。

児玉委員

19番の児玉です。

去る4月18日、事務局職員2名と現地を確認しました。事務局の報告があったように、すでに〇〇㎡くらいが資材置場になっており、始末書が添付された許可申請です。周りも資材置場になっているので問題ないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、3件を許可することに決定します。

続きまして、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請」について4件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第3号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請の4件について、説明いたします。

議案の7ページをご覧ください。

4件とも雑種地への転用事案で、1番・3番・4番は申請地を借り受けて、資材置場や車両置場、2番は申請地を譲り受け、従業員用の駐車場として利用しようとするものです。

申請地は全て、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

以上の案件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第3号の説明を終わります。

議 長

議案第3号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺い致します。

1番、下谷委員

下谷委員

9番下谷です。

4月19日に事務局職員2名と現地調査をしました。事務局の説明の通りです。周辺に農地はなく、問題ないと思います。

議 長

2番、沖田委員。

沖田委員

4月19日に事務局職員2名と現地調査いたしました。長らく耕作されていない模様の畑を駐車場に転用しようとするものであり、問題はありません。

議 長

3番、4番、奥田委員。

奥田委員

18番奥田です。

3番の案件は、譲渡人が以前から譲受人に貸しておられる駐車場のすぐ隣にある土地で、問題はありません。

4番の資材置場ですが、周辺への影響もなく、問題はありません。

議 長

それでは、その他、ご意見等、ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、4件を許可することに決定いたします。

続きまして、議案第4号、「農地法第5条の規定による許可条件の事業計画変更承認申請」について、1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第4号、農地法第5条の規定による許可条件の事業計画変更承認申請の1件について説明します。

それでは、議案の 8 ページをご覧ください。

本件は、広島国道事務所発注の〇〇バイパス建設工事のため、〇〇会社が一時転用許可を受け賃借していた現場事務所及び資材置場用地を、申請法人が一時転用期間を延長し承継していたもので、今回、工期延長に伴い一時転用期間を令和 3 年 5 月 3 1 日から同年 7 月 3 1 日まで延長する事業計画変更承認を受けようとするものです。

以上で議案第 4 号の説明を終わります。

議 長

議案第 4 号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。1 番、山縣委員。

山縣委員

1 6 番の山縣です。

1 番について説明します。本件につきましては 4 月 2 0 日、私と河野芳徳委員及び事務局職員 2 名と現地調査いたしました。平成 2 8 年 1 2 月に審議し、一時転用の許可を受けていました。その後、〇〇バイパス建設工事の業者が変更となり、一時転用期間を延長していましたが工期延長に伴い、一時転用許可を本年の 7 月 3 1 日に変更するものです。周辺農地等に被害は生じないものと認められ、許可相当とおもわれます。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、承認することに異議はございますか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1 件を承認することに決定します。

続きまして、議案第 5 号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明申請」について、5 件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第 5 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請の 1 件について、説明します。

この相続税の納税猶予の特例については、相続人が、農業を営んでいた被相続人から農地等を相続し、農業を原則 20 年以上継続する場合に限り、農地価格のうち農業投資価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予する制度です。

農業委員会としましては、

- ① 被相続人が農業を営んでいたか
- ② 相続人が引き続き農業経営を行うと認められるか
- ③ 申請農地等は、農業を営んでいた被相続人から相続した農地等で、適正に管理が行われているか。

などを審査し、適格者証明書を交付するものです。

それでは、議案の 8 ページをご覧ください。

今回、5 件の申請があり、その内容につきましては議案に記載しているとおりです。

この申請につきましては、先ほど申し上げました①～③の要件を満たしていることを確認しており、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定を受ける農地に該当します。

以上で議案第 5 号の説明を終わります。

議 長

この件は 1 番から 5 番まで私の担当ですので、全部お答えいたします。

先ほど事務局が説明したとおり、1 番から 5 番は 4 月 16 日に事務局 2 名と現地調査を行いまして、1 番、2 番、3 番、4 番、5 番とも適切に管理されていることを確認いたしました。

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、適格者として証明することに異議はございますか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、適格者として証明することに決定します。

続きまして、議案第 6 号、「広島農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取」について 36 件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第 6 号、広島農業振興地域整備計画の変更に係る意見の聴取について説明いたします。

本件につきましては、議案の 10 ページの説明にありますように、広島市が当初に計画していた農業振興地域整備計画を変更しようとする場合は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、広島市長は農業委員会に意見を聴くこととなっており、この度、意見の照会があったものです。

変更内容は、議案に記載しているとおりです。

今回、ご審議いただくのは、令和 3 年 2 月末までに「土地利用計画変更申出書」が提出されたものです。農地法第 4 条許可申請予定の案件が 3 件、農地法第 5 条許可申請予定の案件が 18 件、非農地証明に係る案件が 4 件、公共用施設その他に係る案件が 3 件、合計 28 件（43 筆）を農用地区域から除外しようとするものです。

また、農用地区域へ編入するものは、小規模農地整備事業を実施予定に伴うもの 4 件（9 筆）、令和 2 年 2 月受付で土地利用計画変更申出を行ったが、事業計画中止に伴い再度編入するもの 4 件（9 筆）です。

農用地区域から除外する案件のうち、農地法第 4 条、第 5 条の許可申請予定となる案件の詳細は、議案の 20 ページから 23 ページ「農業振興地域整備計画の変更に係る意見の聴取に伴う参考資料」のとおりです。

審議事項の案件ごとに、議案の表の右端の理由欄に関連する番号を「別紙農地法第 5 条許可申請予定の○番」と記載しております。

農地法第 4 条、第 5 条の許可申請予定の案件については、いずれも担当委員と事務局職員が現地調査を行っています。

この度の農業振興地域整備計画の変更につきまして、広島市は、農業委員会の意見聴取の後、広島県との事前協議、広島市農業振興対策審議会への諮問等を経て、今年 6 月下旬に農振法第 11 条に基づく公告が行われる予定であり、農地転用許可申請は、この公告後に受付けることとなっております。

以上で議案第 6 号の説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、議案の 20 ページから 23 ページ「農業振興地域整備計画の変更に係る意見の聴取に伴う参考資料」の「1. 農地法第 4 条申請予定のもの」の 1 番から順次、担当委員のご意見をお伺いします。

最初に農地法第 4 条許可申請予定のものについて、

1 番、己斐委員。

己斐委員

3 番の己斐です。

1 番は、本年 3 月 1 7 日に事務局職員 2 名とで現地の調査を行いました。この申請は、広島県の河川改修工事に伴う住居立ち退きによる移転先として、申請地に新住居、倉庫並びに車庫を建築する予定になっておる案件でございます。問題はございません。

議 長

2 番、3 番、吉田委員。

吉田委員

1 7 番の吉田です。

2 番、3 番ともに、3 月 1 8 日事務局 2 名と現地調査をしております。

2 番は、申請人の自家用駐車場ですが、申請人は畜産農家で、自宅から少し離れた畜舎には駐車場がありますが、自宅には駐車場はなく、敷地が狭隘であることから、自宅に隣接する農地に駐車場を求めるもので、異議はございません。

3 番は、山あいの谷間にある申請地です。周辺は水稻を耕作されておりますが、申請人には後継者がいないことから耕作しておらず、太陽光発電設備を設置されるということであります。少し残念でございますが異議はございません。

議 長

続いて農地法第 5 条許可申請予定のもの、

1 番、伊藤委員。

伊藤委員

7 番伊藤です。

本件は 3 月 1 8 日に事務局職員 2 名と共に現地の調査を行いました。この土地は、基盤整備の際に整備から残してあった農地でして、今回の転用計画で周囲に悪影響が出るということはありませんので、問題はないと思います。

議 長

2 番から 1 0 番、谷口委員。

谷口委員

1 4 番の谷口です。

3 月 1 7 日に事務局職員 2 名とで現地調査を行いました。

2 番、3 番の案件は、譲渡人がいずれも高齢のため、現況は休耕状態となっており、作業が出来ないということで太陽光発電設備の設置をするものでございます。周囲への影響もないと思われますので問題はございません。

4 番から 10 番は、高齢のため、長い間耕作出来ておりません。また、周囲も休耕状態となっており、影響もございませんので、問題ないと思います。

議 長

11 番、岩重委員。

岩重委員

8 番の岩重です。

11 番の案件は、令和 3 年 4 月 19 日に事務局と現地調査をしています。申請地は接道がなく、耕作に不便であるため、長い間保全管理のみされていた休耕地でした。譲受人は、建設業を営む法人で申請地に隣接した資材置場が手狭になったため、申請地を取得し、資材置場を拡張するというものです。周囲の農地への影響はなく問題ありません。

議 長

12 番から 17 番、己斐委員。

己斐委員

3 番の己斐です。

12 番から 17 番は、3 月 17 日に事務局職員 2 名と現地調査を行いました。

12 番の譲受人は住宅建設と家業の自動車板金修理業の事業規模拡大を計画しており、来客用の駐車場とか修理自動車の一時置場、同じく整備完了の車の置場として利用する計画で、周辺農地等への影響はございません。

13 番は、申請地に隣接する法人の代表である譲受人が、該当農地を取得し、自らが経営する法人の資材置場として使用する申請でございます。資材置場として利用することについて周辺に農地はございませんので、問題はありません。

14 番から 16 番は、広島県による河川改修のために住宅の立ち退き要請があり、その代替地の申請で異議はございません。

17 番は、資材置場、並びに駐車場、自動車の解体作業場として申請されておりまして、周辺農地は休耕地になっており耕作には影響がないと思いますので異議はございません。

議 長

18 番、山縣委員。

山縣委員

16番の山縣です。

18番は、4月20日、私と河野芳徳委員及び事務局職員2名で現地調査しました。申請地は農地として管理されております。譲渡人の子どもが住宅を建てるため、申請となったもので、周辺農地に影響はないものと認められます。

議 長

それでは、その他、ご意見、ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、「意見なし」と、市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、議案第6号の36件を、「意見なし」と、市長に回答することに決定します。

続きまして、議案第7号、「青年等就農計画の認定に係る意見聴取」について1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第7号、青年等就農計画の認定に係る意見聴取について、説明いたします。

令和3年4月21日付けで、広島市長から、農業経営基盤強化促進法に基づく青年等就農計画の認定審査にあたり、意見聴取の依頼がありました。

この計画認定にあたっては、広島市青年等就農計画認定要領に基づき、関係機関への意見聴取により審査を行うものとされており、農業委員会の意見を求めてきたものです。

認定を受けるための要件は、2点あります。

第1点が、農業経営基盤強化促進法に基づき、市が策定した「基本構想」の経営指標に照らして適切であること。

第2点が、目標を達成することが確実であると見込まれること。となっています。

それでは、議案の 24 ページをご覧ください。

青年等就農計画認定の申請概要は、議案に記載しているとおりです。申請の詳細については、別冊 1 をご覧ください。

1 番の申請者は、経営農地の拡大とハウスの建設により、キュウリの施設栽培とオクラ、大葉、ミニキャベツ、ミニハクサイの露地栽培に取り組む。栽培技術の習得や品目に合った土づくりなど生産技術の向上に努めるとともに、契約による高単価販売などにより経営の安定化を図ることで、年間の就労時間〇〇時間、農業所得〇〇万円を目指す就農計画を立て、認定を受けようとするものです。

以上で議案第 7 号の説明を終わります。

議 長

議案第 7 号について、事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員のご意見をお伺いします。1 番上口推進委員。

上口推進委員

私は、安佐北区の狩留家、小河原、上深川地区を担当しています、農地利用最適化推進委員の山口です。総会への出席は初めてです。どうぞよろしくお願いいたします。

この度の計画について、5 月 1 日に農業委員の下谷さんと申請者の家を訪ね、現地の調査と聞き取りを行いました。申請者は、安佐北区〇〇町で、主にトマト栽培を行っている〇〇農園で約 2 年間野菜の栽培技術を習得された後に、去年の 4 月から〇〇町で農地を 2 反借り受け、営農を始められました。現在は一人で露地野菜に取り組み、オクラとキュウリを栽培しています。就農と合わせて地域に根付いた農業を目指し、農談会や〇〇オクラ部会に参加し、新たな生産技術の習得を進めるとともに、知り合いも増え、地元の農家の皆さんや農業用水の管理者からも、しっかりとした理解を得られ、人間関係を構築されています。今後は現地にハウスを建て、トマトやキュウリを栽培し、露地では、ミニキャベツやミニ野菜、大葉などの品目を栽培したいとのごことでございました。農地も現在は 2 反ですが、これを 6 反に拡大する意向もお持ちであり、雇用をしながら基盤の拡大を進める予定とのごことでございます。採れた野菜は就農前から取引のあるコンビニエンスストアとの業務委託により、有利な単価での出荷、販売を行ってきました。今後も産直市への出荷や、経営、販売を増やすことで経営の安定を目指すとのことでございます。〇〇地区は高齢化が進み、過疎化の傾向が顕著であることから、地元としても若い申請者の就農を応援しております。地域の活性化のためにも今後も引き続き応援したいと思っております。地域としては、青年等就農計画について問題はございません。

議 長

上口推進委員からご意見をいただきました。下谷委員、この他何かご意見はありませんか。

下谷委員

9 番の下谷です。

上口推進委員が、地元の決まり事など親切丁寧に指導されていて、本人も上口推進委員を信頼されております。畑の周囲もきれいに片付けておられまして、毎日気温など、低温とか霜対策をしっかりとされ、作付けもきちんと自分の頭の中に入れておられるようで、野菜を大切に育てておられるという様子が窺え、やる気のある青年だと思いました。佐藤委員も「良い品物を出していますよ。」と言ってくさいましたので、問題ないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見、ございますか。

佐藤委員

10 番の佐藤です。この計画策定は農林水産振興センターとも協議の上行っているのですか。そうであれば、先進事例の視察等は、農業者だけでなく、市担当者も参加した方がよいと考えます。

また、価格も高単価で実績があるのですが、ハウス 2 反で 10 t しか採れないことはありえない。反当たり 20 t の時代に、反当たり 5 t しかない。もっと収量を上げることも可能と考えるが、その辺りの計画策定についてはどうなのでしょう。

この計画を作るにあたり、センターも一緒に作成られているのですよね。

森下技師

事前協議ではセンターもかかわっています。

佐藤委員

価格については、今みたいに実績ということでもいいです。私らもキュウリを作っているのですが、これを見たら 5 分の 1 くらいの価格でしか売っていません。羨ましいくらいの値段が提示されていますが、その値段は実績なので、問題ないと思います。ひとつ気になるのが、ハウスの 2 反を入れて、10 t しか採れないということは、あり得ません。現実問題。大体 4 作ほど栽培されています。20 a × 1 作という書き方をしていますが、一つのハウスで 2 回、だ

から定植して収穫とで、少くとも、今、一番進んでいるところで1反当り50tという時代になっているなかで、1反当りで5tしか採れないということは、単価が高いので、経営的には成り立つのかも分かりませんが、逆に言うとまだまだ儲かる、ここに書いてある値段なら、凄い所得になると思います。この1反当り5tというのは、誰が出された数字ですか。

森下技師

計画については、本人と区農林課の地区担当が協議して策定したものです。

特に初年度の生産量については、とても低くて、そこから巻き返していきたい、というので、今回10tで計画を出されていると聞いています。

佐藤委員

そうは言っても、実態とはかけ離れているように感じます。同等の単価であれば単純に4倍の収入が見込めるので、少し気になりました。

初年度はそれにして、ずっと10トンの計画ですよ。

別に構わないと言え、構わないのですが、キロ単価千円といたら、少なくともこの2反をこれだけ回したら、すごくいい売り上げになると思います。これで大丈夫ですが、実際とあまりにかけ離れた収量計画では、逆に失敗ではなくて少なすぎるのが気になります。

森下技師

10a当たりの平均収量は、全国とか広島県で色々調べると約2tから5～6tとありましたが、さきほど佐藤委員がおっしゃっていたとおり、最先端の栽培方法であれば50tとか40tとか叩き出しているというのは、環境制御施設を取り入れているかただと聞いています。

佐藤委員

そこまでの農家ではなく通常の農家の話です。

森下技師

今回の計画は、通常のビニールハウスでの栽培だと伺っております。

佐藤委員

あまりに実態と離れ過ぎているかなというのが気になって、どういう形で検討されたのか分からないのですが、もうちょっと現実に沿った数字をあげたほうがいいのではないかと思います。

議 長

これは日陰に近い場所だからではないですか。

佐藤委員

いやいや作型がついていて、ハウスと露地での栽培ですから。〇〇委員もこのタイプで栽培されているのですが、少なくとも反当で20tはあがっています。だから2反あったら、40tくらいは〇〇地区でも収穫できます。それが両方で10tしか収穫できないのは、ちょっと現実的にあり得ないかな。異議ではなくて。

森下技師

地区の担当者にも、センターにも確認しておきます。

佐藤委員

実際40t採れば、すごい売り上げ額になる。10tで〇〇万円という計画あげたら、40tで〇〇万円にあがってしまう。計画から下がって問題になるのではなくて、実態に即すと、何万円とかいう目標数字ではなくなるのではないかと思います。

議 長

この件はまた、情報が入りましたら教えてください。その他のご意見はございますか。

(委員：異議なし)

議 長

意見がないようですが、「意見なし」と、市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、「意見なし」と市長に回答することに決定します。

続きまして、議案第8号、「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの判断」について、158件を上程します。

事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第 8 号、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないことの判断についてです。

農地の利用状況調査の結果、「農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しない」と認められる土地について、非農地の判断をすることとされており、その判断基準は、農業的利用を図るための基盤整備事業等が計画されていない土地のうち、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、又は、周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続利用できないと見込まれる場合のいずれかに該当するものと定められています。

それでは、議案の 25 ページをご覧ください。詳細については、別冊 2 をご覧ください。

今回、1 番から 10 番で上程している合計 158 筆の土地は、担当の農地利用最適化推進委員及び農業委員の調査で、現況が雑木、竹等の「山林」もしくは、笹、カヤ等の「原野」であり、「農地に該当しない」と判断される土地です。

以上で議案第 8 号の説明を終わります。

議 長

議案第 8 号について、事務局の説明が終わりましたので担当からの意見をお願いします。

1 番から 10 番、梶山委員。

梶山委員

6 番の梶山です。

現地を確認しましたが、特に問題はありません。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

（委員：意見なし）

議 長

意見がないようですが、非農地、つまり農地に該当しないと判断することについて、異議はございませんか。

（委員：異議なし）

議 長

異議がないので、議案第 8 号の 158 件を非農地の判断をすることについて決定いたします。

以上で、農地に係る審議事項を終了します。

続いて、農地に係る報告事項に入ります。

報告第 1 号から第 6 号の専決処理について、88 件を一括して報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

報告第 1 号から第 6 号までの専決処理について、説明します。

報告第 1 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出 26 ページから 30 ページの 30 件、及び報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出 31 ページから 37 ページの 38 件は、広島市農業委員会事務局規程第 7 条第 2 項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第 3 号 非農地証明申請 38 ページの 3 件は、担当委員と現地調査を行い、広島市農業委員会事務局規程第 7 条第 3 項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第 4 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地等の権利取得届出 39 ページの 8 件は、広島市農業委員会事務局規程第 7 条第 5 項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第 5 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認 40 ページ、41 ページの 8 件、及び報告第 6 号 農地転用届出 42 ページの 1 件は、広島市農業委員会事務局規程第 8 条の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

以上で報告第 1 号から第 6 号までの説明を終わります。

議 長

事務局の説明がありました報告第 1 号から第 6 号について、何か質問がございますか。

（委員：質問なし）

議 長

質問がないようなので、報告事項を終了致します。

続きまして、議事日程 5 の、「農政に係る審議事項」の議題に入ります。

はじめに、「令和２年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」及び「令和３年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」事務局に説明をお願いします。

森下技師

事務局森下が説明いたします。

今回配布の資料６ページの資料２をお開きください。

「令和２年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」についてです。

農業委員会の審議の透明化や活動の周知を目的にホームページ等で公表する、前年度の活動の点検・評価及び今年度の活動計画の案を取りまとめましたので、その概要を説明します。

ポイントのみを説明いたしますので、詳細については、適宜資料をご覧ください。

まず、資料２の「令和２年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価案」です。

７ページの、ローマ数字２の「担い手への農地の利用集積・集約化」については、２の「令和２年度の目標及び実績」のところの、目標が、２３０haでしたが、実績が丁度２３０ha、うち新規に集積できたのは１５．０３haとなっており、活力生等へのあっせん等により、目標を達成しました。

次に８、９ページの「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」については、２の「令和２年度の目標及び実績」のところをご覧ください。目標経営体が１７経営体のところ、実績が３７経営体であり、活力生やスローライフ生等々の新規就農により、目標を達成しています。

次に１０ページの「遊休農地に関する措置」については、こちらも２番の「令和２年度の目標及び実績」のところをご覧ください。現状維持を目指す、目標の解消面積０haのところ、実績は３．２haとなっており、目標を達成しております。

続きまして１２ページと１３ページに「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」として、農地法３条、４条、５条の処理件数と処理期間を記載しております。

続いて１４ページでは、地域農業者等からの主な要望・意見とその対応内容として、地区協議会等での意見や個別の要望等の内容と、これらへの対応について記載しております。

続きまして、１６ページ、資料３の「令和３年度の目標及びその達成に向けた活動計画案」です。こちらが令和元年１０月に策定した「広島市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の内容に基づいて記載しております。

こちらの 17 ページの「担い手への農地の利用集積・集約化」については、目標が 230 ha で、活動内容としては、ひろしま活力農業新規就農者の就農地の確保、年間を通しての認定農業者や認定新規就農者等の担い手の規模拡大の支援、そのための、担い手との連携意向把握、あっせん可能な優良農地の把握及び、所有者の意向確認、地域の支援体制の構築等を挙げています。

次に同じく 17、18 ページの「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」については、参入目標数は 17 経営体で、活動内容としては、「農外からの参入による農地の利活用の推進と支援を行うこと」と、ひろしま活力農業新規就農者、スローライフで夢づくり新規就農者への次年度就農地のあっせん、就農後の支援、また、窓口等における新規参入希望者への農地の紹介、農地中間管理機構との情報交換及び連携、市の実施する就農支援研修の積極的な PR 等を挙げております。

次に 19 ページの「遊休農地に関する措置」については、目標は現状維持を目指す 0 ha とし、活動内容としては、農地利用状況調査や意向調査等により、遊休農地の解消と発生防止に取り組み、引き続き、非農地判断も行うこととしております。

また、違反転用についても、引き続き適切に対応することとしています。

なお、この点検・評価及び活動計画については、ホームページ上で公開するとともに、県をとおして、国に提出することとしております。

以上で、説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

それでは、「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」及び「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」は、この内容としてよろしいでしょうか

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、「令和 3 年度農地利用状況調査の実施計画（案）について」の議題に入ります。事務局に説明をお願いします。

森下技師

配布資料 20 ページの資料 4 をご覧ください。

令和 3 年度、農地利用状況調査の実施計画の案についてです。昨年度と基本的なものは全部変わっておりません。

調査期間が、5 月から 8 月 13 日までとなっております。

農業委員の方は、推進委員とともに少なくとも 1 日は協力して利用状況調査をお願いします。特に、前年、遊休農地と判断した農地の状況については、勧告となる場合もありますので、調査の協力をお願いします。

あと、例年通り 9 月に開催予定の地区協議会で、今年度の遊休農地を決定することとしておりますので、事前に推進委員の方と協議をお願いします。

あとは毎年通りですのでご覧ください。

続いて 1 枚めくっていただいて 23 ページに、実施計画に記載してある年間の調査スケジュールを一覧にしておりますので、参考にいただければと思います。

続きまして、次の 24 ページをお開きください。

こちらが「利用状況調査の実施上の留意事項等」についてです。

調査の目的については、先ほどご覧いただいた「実施計画」のとおりではあるんですけど、その趣旨は、「農地の利用促進のための情報収集」であることを踏まえ、「守るべき農地」をピックアップすることを意識して、取り組んでくんでいただければと思います。

例えば、意向調査の対象となる「遊休農地」だけでなく、「保全管理」「耕作中」だったとしても、近い将来荒廃等の恐れがある農地も含めて考えていただければと思います。

それを踏まえて、昨年度からの変更事項・追加事項についてです。

どれも義務というわけではなく、任意でのお願いです。

今回の利用状況調査において、「守るべき農地」をピックアップされた場合は、次の横のページにあります 25 ページの様式などにより、随時又は調査報告時に、事務局にご提出いただければと思います。

農地の場所とか、今の現況、例えば、もし調査をしているときに地権者の意向等々を聞き、「長年保全管理が続いている」や、「水稻をずっと作付しているが、借り手がいれば貸したいなどの話を聞いている」というような情報があればと思います。いただいた情報は、事務局で「農地銀行」の貸付希望者情報などとともに整理し、就農希望者への対応等で、活用させていただきたいと考えています。

様式には、地番、概ねの大きさ等の外、現地を見てお気づきのことを自由にご記入いただければと思っております。

あとの二つ目の星印ですが、利用状況調査図面の拡大希望についてです。利用状況調査については、一律に1/1500で図面を印刷して、毎年A3のファイルにまとめて推進委員さんにお配りしているところですが、図面上の地番や土地の境界が重なり見づらい場合や、拡大希望、公図請求希望等がある委員は、26ページにあります「利用状況調査図面の拡大希望について」に基づき、事務局にお申し出いただければと思います。

以上で、令和3年度の利用状況調査の実施計画案についての説明を終わります。

議 長

ただいま事務局の説明がございましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

己斐委員

遊休農地で、トラクターが入らないようなところがあります。私どものところもほ場整備をしているけど、ぬかるんでいてどうすることもできない。トラクターを入れればトラクターが出なくなる。作ることが不可能なのです。そうしたところは面積的にはたくさんではありませんが、私どものほ場のところで2、3か所ほどあります。そうした耕せない、入れない農地というのはどのような扱いをすればよろしいのでしょうか。

森下技師

農地として、もう活用はできない状態であるけれど、非農地とかではなく、遊休農地みたいなところでしょうか。

己斐委員

保全管理ですよ。草だけは刈っている。

そのようなところを遊休農地として挙げてもいいのでしょうか。

森下技師

例えば誰か借りたいと言って来たときに、紹介は出来ないところになりますか。

己斐委員

紹介したのはいいけど、酷いところを紹介されたと言って怒られてもいけませんからね。

森下技師

どちらかというと今後も使えそうな農地にはならないところですか。その農地につきましては、少し考えさせてもらってもいいですか。

己斐委員

検討してみてください。

森下技師

具体的にどの辺なのか、後で教えていただければありがたいです。

議 長

その他ございませんか。

(委員：意見なし)

議 長

それでは、この案のとおり、「利用状況調査の実施計画」といたします。

続きまして、「令和4年度 市農政に関する意見書について」の議題に入ります。事務局に説明をお願いします。

森下技師

資料5、27ページをご覧ください。

こちらは3月の総会や地区協議会の際にお示しした来年度の、今年度提出予定の意見書に関するスケジュールを示しております。

次のページ、28ページをお開きください。こちらが「令和4年度市農政への提案・意見について」です。前々回、3月の総会及び3月の地区協議会の配布資料で市農政への意見・提案についてお願いさせていただいていたところですが、これまでに提出のあったものと、昨年度の地区協議会等での意見交換においていただいた意見・提案を取りまとめたものを参考資料としてお配りしております。資料は、農業委員会の主な職務である「農地利用の最適化の推進」及び「その他」の大項目に分類して一覧としています。

また、昨年提出した意見書についても本日総会前に関係課より回答がございましたので、それも踏まえて、追加で具体的な意見・提案を募集したいと思います。ご意見のある委員の方は、31ページに様式を入れておりますのでお書きいただくか、今日お伝えいただくか、事務局へ提出いただきますようお願いいたします。

以上で令和4年度市農政への提案・意見についての説明を終わります。

議 長

事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

それでは、市に対して追加で意見がある委員さんは、お手元に配布されています、様式に記入し、５月２１日までに事務局へ提出ください。

続きまして、「令和４年度 県農業・農村施策に対する提案について」の議題に入ります。事務局に説明をお願いします。

森下技師

３２ページの資料６をご覧ください。

例年、広島県農業会議から県農業・農村施策に対する提案についての依頼があります。

このため、広島県に対してご提案がある委員におかれましては、こちらも５月２１日（金）までに、お隣３３ページの様式にご記入の上、事務局へ、郵送またはファックス、メール等々にてご提出いただきますようお願いいたします。

以上で、「令和４年度県農業・農村施策に対する提案について」の説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

それでは、県へ意見・要望がある委員は、お手元に配布されています、様式に記入し、５月２１日までに事務局に提出してくださるようお願いいたします。

続きまして、「令和４年度農林関係税制改正に関する要望について」の議題に入ります。事務局に説明をお願いします。

森下技師

配布資料３４ページ、資料７をご覧ください。

こちらですね、例年、広島県農業会議から令和４年度農林関係税制改正要望の提出依頼があります。

このことについて、委員のみなさまの案を取りまとめたうえ、農業会議に提出いたします。

要望案がある委員におかれましては、こちらも5月21日（金）までに、43ページに様式がございますのでご記入の上、事務局までご提出いただきますようお願いいたします。

以上で令和4年度農林関係税制改正要望についての説明を終わります。

議 長

説明がございましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

（委員：意見なし）

議 長

それでは、税制改正要望のある委員さんは、お手元に配布されています、様式に記入し、同じように5月21日までに事務局に提出してください。

続きまして、「農業委員会だより（令和3年夏号）について」の議題に入ります。事務局に説明をお願いします。

有馬主査

農業委員会だよりの令和3年夏号に掲載される1面記事について、説明します。

44ページの資料8をご覧ください。

農業委員会だよりは、農業委員会の広報誌として年に2回、7月と1月に発行しております。1面の記事については、各地区で順番に委員が取材し、掲載することが決定されています。

これは、管内の農家、集落での各種事業の取組みなど、地域の農業委員・推進委員で協議して取材し、400～450字程度の文章を作成し事務局に提出していただくというものです。写真については事務局で撮影いたします。

次の発行は令和3年夏号で、担当地区は安佐北区の高陽地区になります。3年前は、安佐北区の白木地区に担当していただきましたので、今回は高陽地区に担当していただくことになります。安佐北区高陽地区の農業委員・推進委員さんで協議の上、取材先等の決定をしていただき、決定しましたら、事務局にご連絡ください。原稿の提出は5月28日（金）までをお願いいたします。

これまでの担当地区については44ページ、45ページに記載しておりますので、参照してください。

事務局からの説明を終わります。

議 長

事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

それでは、安佐北区高陽地区の方は、誰が取材を行うか協議し、事務局へ報告をお願いいたします。

続きまして、議事日程 6 の「その他」事項に入ります。

事務局説明をお願いします。

森下技師

配布資料 4 6 ページの資料 9 をご覧ください。「有害鳥獣の防除用施設の補助制度」についてです。

イノシシやシカ、サルなどの有害鳥獣対策で、防除柵等を設置する際に、2 分の 1 以内の補助を行います。補助対象となる資材は下の表のとおり、去年通りとなっております。

補助対象となる資材は、今年の 4 月から原則来年 2 月 1 2 日までに購入したものに限りです。予算の限りがありますので、お早目にお申込みください。

続きまして、4 8 ページをご覧ください。こちらが「令和 3 年度狩猟免許試験」についてです。

広島県では、今年度、下記の通り 9 日間の日程で開催予定です。

受験を検討されていらっしゃる方がおりましたら、受付が先着順となっておりますので、受付状況をご確認の上、お早目にお申込みください。

また、コロナウイルスの動向により日付が変更になる場合もあるとのことですので、随時ホームページ等で最新情報のご確認をお願いします。

続きまして、5 0 ページをお開きください。こちらが「広島市有害鳥獣駆除従事者育成補助金」についてです。

こちらは、総会の前に森づくり担当課長の方から狩猟免許等、受講料、講習の受講料の半額補助についてのチラシをいただいておりますので参考にしてください。もし狩猟免許取得を目指される方がいらっしゃいましたらご紹介ください。

以上で、有害獣の防除用施設の補助制度等についての説明を終わります。

続きまして、5 2 ページの資料 1 0 をご覧ください。「水田活用の直接支払い交付金について」です。こちらも例年通りの補助金のお知らせです。水田において、麦や大豆、飼料作物、野菜等の生産を行う方に補助金を交付しております。対象となる作物や参考価格については、次のページ以降に記載されておりますので、資料をご覧ください。ただければと思います。水田活用については以上です。

続きまして、5 6 ページの資料 1 1 をご覧ください。こちらが「担い手育成研修生について」です。こちらの資料 1 1 は、昨年度農林水産振興センターで農業研修を修了して、今年の 4 月 1 日から就農されている方の名簿です。

ひろしま活力農業経営者育成事業23期生4人については、4月1日から、安佐北区の白木町、佐伯区の湯来町へ2名、それぞれ就農予定地にて、実地研修に入っております。また、スローライフで夢づくり16期生1名が、東区へ就農されました。農地のあっせんのご協力、ありがとうございました。次の57ページは、今年の4月からセンターで農業研修を受けている研修生の名前です。

今回の活力生の実地研修地が決まりました。〇〇さんが安芸区〇〇町〇〇へ、〇〇さんが安芸太田町へ、〇〇さんが安佐北区〇〇町へ、〇〇さんが佐伯区〇〇町〇〇に就農予定です。

スローライフについては、今年3人の受講生がいます。

1人は、西区にお住まいで、1人が廿日市市在住、そしてもう一人が一昨年度の研修を受講されたのですが、本人のご意向と面接の結果、今年も再度受講されるものです。

今年度もあっせんのご協力依頼がありますのでよろしくお願いいたします。

続きまして58ページ、59ページをお開きください。農業体験学習についてです。こちらは、3月に提出いただいた、令和2年度の農業委員・推進委員の農業体験学習を取りまとめたものです。

昨年はコロナウイルスの影響もありましたが、多くの活動をしていただいております。ご活動いただいた委員の皆様、ありがとうございました。

続きまして60ページ、資料13をご覧ください。「中山間地域お宝掘り起こし事業」についてです。2月の総会で「募集しております」とお声がけさせていただいておりましたが、今年度の補助対象事業が決まりましたのでお知らせするものです。

石原次長

次の61ページに、地区協議会の予定の一番上に「中止」と書いてあるのですが、そのことについてご説明をいたします。

委員の皆様も報道等でご存知だと思いますが、今現在変異型ウイルスも含めて、新型コロナウイルス感染者が全国的に増えていまして、広島県でも増えてきています。広島市でも、2月から4月はじめくらいまではゼロとか一桁とかいうことで感染を抑えられていたのですが、4月の半ばくらいからだんだんと増えて、昨日は73人、連休中に広島市役所でも集団感染が起きておるという状況です。このような状況を受けまして、広島県で、明日から1ヶ月くらいの期間を、12月、1月にありましたような集中対策期間を定めて人の流れの5割削減、接触の機会の8割削減、そのためのイベントの中止や延期、飲食店への時短要請、県民の方への外出の機会の抑制、自粛などの対策が取られる予定と聞いております。市役所の職場も含めまして、同様の感染対策の徹底が必要になっています。このため、資料に載せていますように、直前までは地区協議会を実施する方向で考えていたのですが、対策期間中に開催を予定しておりました5月の地区協議会については、今回全て中止をすることにいたしました。急

遽の決定で、直前のお知らせになって大変ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解いただければと思います。

昨年度も5月に中止をし、その際農地利用状況調査などもありますので、昨年は推進委員にお願いして、地区協議会の会場まで来ていただいて、説明と資料をお渡しする機会を設けさせていただいたのですが、今回は感染力がかなり強い新型のウイルスであるため、さらに徹底した対策を取らないといけないということで、資料の配布方法、説明の方法を郵送も含めて検討をしているところです。

事務局としても、今後の業務への支障ができる限り少なくなるよう現地調査にもご協力いただきたいところですので、感染防止対策については出来るだけ徹底して行っていく必要がありますが、引き続きご協力をいただければと思います。

以上で地区協議会の中止の説明を終わります。

森下技師

続きまして、今回第1回の地区協議会が中止になったことから、先ほどの休憩時間中に何人かの地区協議会会長にはお話ができたのですが、第2回、7月に開催予定の現地調査の日程について、今日のお帰りの際に各地区で候補日を検討してお帰りいただければと思います。ご協力よろしく願いいたします。

続きまして、配布資料の62ページをお開きください。今回の地区協議会でお知らせ、検討できればと思っていたのですが、「農業用資材・機械バンク」に関するご提案についてです。

昨年からの農地の多様な利活用について協議を重ねる中で、「新規就農には、高額な農業機械・資材の確保がネックとなっている」「新規就農者へ、使わなくなったがまだ使える中古の農業資材・機械の情報があればいいのではないか」というようなご意見がありました。

そこで、今後「農業用資材・機械バンク」のため、使用していない農業用ハウスや資材、トラクター等の機械について情報を収集・整理し、就農希望者へ提供する仕組みを検討したいと考えています。

現在お持ちの情報や、今後の利用状況調査等の、主に推進委員にもお伝えしたいのですが、利用状況調査等の活動の中で、入手された中古の資材・機械等の情報がありましたら、事務局へご連絡いただければと思っております。

以上で、地区協議会で検討したかった農地の利活用の推進についての説明は終わります。

続きまして、63ページ資料15をご覧ください。こちらは令和3年度農地利用最適化推進委員の総会出席予定表についてです。

今年度の認定農業者・青年等新規就農者の認定計画と、それに関してご出席いただく予定の推進委員の一覧表です。こちらは、認定農業者等の意向等により変更になることがございますが、予定に入れていただければと思います。

以上で出席表についての説明を終わります。

平木主幹

広島市農業委員会研修会の開催について、説明をさせていただきます。

資料は64ページの資料16をご覧ください。

この研修会は、農業委員、推進委員合同での研修会です。推進委員には、今日付けで郵送しております。期日ですが、例年は7月に開催しておりましたが、7月は梅雨の終わりで、昨年は大雨も降ったことから、今回から6月7日、次回総会終了後に予定しております。総会終了後の15時30分から17時、場所は東区役所の5階講堂です。内容は、「農地の多様な利活用」に向けた農業委員会活動という内容で研修会を行いたいと思っております。

それから、研修会終了後に開催します懇親会ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、今回は中止ということにさせていただきます。

なお、今後の状況によっては、研修会自体の開催も見直す場合もありますのでご了承ください。中止の場合は、すぐにご連絡をさせていただきます。

以上で農業委員会研修会開催についての説明を終わります。

有馬主査

続きまして、令和3年5月の現地調査日程について、説明いたします。

資料の65ページをご覧ください。今回の許可案件等の受付締切日は、例月15日ですが、今月は15日が土曜日ですので、14日の金曜日を締め日といたします。現地調査の日程は、許可申請の状況等を勘案して、5月14日の夕方17時15分から18時頃に電話で調整させていただきます。

現地調査の日程は、第1日目は5月17日月曜日で午前は旧市、午後は安芸区、第2日目は5月18日火曜日で午前が安佐北区の可部・安佐地区、午後は安佐北区の白木・高陽地区としております。3日目については、5月19日水曜日で午前が安佐南区、午後が佐伯区という予定とさせていただきます。

なお、許可申請の状況によって、開始時間の調整をさせていただきますので、その時はまた電話等で連絡をさせていただきます。

以上で現地調査日程について説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がございましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。ございませんか。

(委員：意見なし)

議 長

これで令和3年度第5回総会を終了しますが、その他全体的にご意見等がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

次回の総会は、令和3年6月7日(月)午後1時30分から、東区区役所3階第4・5会議室で行う予定です。また、総会後には研修会も予定されていますので、よろしくお願いします。

それでは、己斐会長職務代理者に閉会のあいさつをお願いします。

己斐会長職務代理者

長時間にわたりまして、ご苦勞でございました。先ほどお話がありましたように、地区協議会もコロナの関係で中止ということです。変異株ということもあります。お互いにコロナに罹らないように気を付けていただきたいと思います。無事元気でまた来月お会い出来たらと思います。

本日は長時間お疲れでございました。ご苦勞でございました。